

青梅市介護予防・日常生活支援総合事業における電話等状況
確認サービス事業実施について

1 事業実施の理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止措置として、既に「青梅市介護予防・日常生活支援総合事業要綱」に基づき実施している事業のほか、通所型サービス事業において電話等状況確認サービス事業（以下「本事業」という。）を新たに開始する。

2 事業内容

本事業は、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスとして行い、実施にあたっては以下の要件を全て備えるものとする。

- (1) 通所型サービス事業を行う者が都道府県等から休業の要請を受け、もしくは自主的に休業し、または通所型サービス利用者が自主的に通所を取りやめたことにより行うものであること。
- (2) 利用者等の意向を確認した上で行うものであること。
- (3) 利用者のケアプランに位置付けた利用日において、利用者宅への電話等により行うものであること。
- (4) 利用者の健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等を確認するものであること。
- (5) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定にもとづく緊急事態宣言がされた場合、当該緊急事態宣言がされた日の属する月の初日から、同条第5項にもとづく非常事態解除宣言がされた日の属する月の翌月末日までの期間になされたものであること。ただし、令和2年4月1日から令和2年4月6日までは当該期間に含めないものとする。

3 事業に要する費用の額

厚生労働大臣が定める1単位の単価に掲げる市の地域区分にもとづく介護予防支援の割合に10円を乗じて得た額に、別表左欄に掲げる利用者区分ごとに同表右欄に定める単位数を乗じて得た額

別表

利用者区分		1日当たり 単位数
基本要綱第3項第1号 に規定する事業利用者	要支援2	177単位
	要支援1・基本チェック リスト該当者	171単位
基本要綱第3項第2号 に規定する事業利用者	要支援2・要支援1・基本 チェックリスト該当者	153単位

4 実施期日

令和2年4月28日から実施

令和2年4月7日から適用する。

ただし、令和3年3月31日にその効力を失う